

奈良県告示第三百八十九号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表会計局に勤務する出納員の項中

議会に係る公文書及び奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

を

一 議会に係る公文書及び奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

二 奈良県議会個人情報保護条例（令和五年三月奈良県条例第四十六号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこ

に、

一 行政不服審査法に基づくし等の交付手数料に関する二十八年三月奈良県条例第三十八号に基づく書面等の写し等の付に要する費用の収納を行うこと。

二 奈良県情報公開条例に基づき（公安委員会及び警察本部を除く。）の開示に係る成及び送付に要する費用等を行うこと。

三 奈良県個人情報保護条例第三十二年三月奈良県条例第三十二号に基づく個人情報の開示に係る写し及び送付に要する費用の収納

四 県の刊行物の売払代金及物の送付に要する費用の収納。

と。

五 奈良県情報公開条例附則
定によりなお従前の例によ
れる公文書の開示に係る写
び送付に要する費用等の収
と。

奈良県行政不服審査会条例
八年三月奈良県条例第七十号
書面等の写し等の作成及び送
費用の収納を行うこと。

一 行政不服審査法に基づく書面等の写
し等の交付手数料に関する条例（平成
二十八年三月奈良県条例第六十九号）
に基づく書面等の写し等の作成に要す
る費用及びその送付に要する費用の収
納を行うこと。

二 奈良県情報公開条例に基づく行政文
書（公安委員会及び警察本部長に係る
ものを除く。）の開示に係る写しの作
成及び送付に要する費用等の収納を行
うこと。

三 個人情報情報の保護に関する法律（平成
十五年法律第五十七号）に基づく個人
情報の開示に係る写しの作成及び送付
に要する費用の収納を行うこと。

四 県の刊行物の売払代金及び当該刊行
物の送付に要する費用の収納を行うこ
と。

書面等の写
条例（平成
六十九号）
作成及び送
うこと。
づく行政文
部長に係る
る写しの作
の収納を行
（平成十二
号）に基づ
しの作成及

を行うこと。
び当該刊行
納を行うこ

第四項の規
ることとき
しの作成及
納を行うこ

(平成二十
)に基づく
付に要する

を

五 奈良県情報公開条例附則第四項の規
定によりなお従前の例によることとき
れる公文書の開示に係る写しの作成及
び送付に要する費用等の収納を行うこ
と。

六 奈良県個人情報の保護に関する法律
施行条例（令和四年十二月奈良県条例
第十九号）に基づく書面等の写し等の
作成及び送付に要する費用の収納を行
うこと。

七 奈良県個人情報の保護に関する法律
施行条例附則第三条第五項の規定によ
りなお従前の例によることときれる個
人情報の開示に係る写しの作成及び送
付に要する費用の収納を行うこと。

奈良県行政不服審査会条例（平成二十
八年三月奈良県条例第七十号）に基づ
く書面等の写し等の作成に要する費用及
びその送付に要する費用の収納を行うこと。

に改める。